平成２２年（フ）第８０７号
川崎市川崎区浅田１丁目１番３号
債務者　高橋　将之
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８７４号
川崎市幸区鹿島田971番地２　椿荘101、前住所川崎市幸区古市場1748番地２　フロール川崎古市場１―401
債務者　大岩　敏明
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８７５号
川崎市幸区鹿島田971番地２　椿荘101、前住所川崎市幸区古市場1748番地２　フロール川崎古市場１―401
債務者　大岩　幸江
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第３６２号
北海道旭川市神居５条７丁目２番19号
債務者　大沼　　豊
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３６３号
北海道旭川市神居５条７丁目２番19号
債務者　大沼麻千子
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６５９号
相模原市中央区上溝4410番地18　花輪方
債務者　山口　直哉
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月10日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第６６０号
相模原市中央区上溝4410番地18　花輪方
債務者　山口真理子（旧姓花輪）
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月10日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第６８１号
相模原市南区南台１丁目６番２号　ムネタケマンション101
債務者　藤巻　　浩
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月10日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第７０２号
神奈川県座間市相武台１丁目16番地の３
債務者　宗藤　錢一
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月10日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第７２３号
相模原市中央区上溝７丁目31番17号　リバティハイツ203号室
債務者　齊藤　豊和
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月10日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第７２７号
相模原市中央区清新６丁目16番21号　富志正第５ビル103
債務者　中辻　恵子
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月10日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第７３３号
相模原市南区相模台団地４番１―106号
債務者　中西　雅子
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月10日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

破産手続終結

平成２０年（フ）第２１号
北海道網走市港町４番地89
破産者　株式会社アバモク
1　決定年月日　平成22年12月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
釧路地方裁判所網走支部

平成２１年（フ）第３３６号
熊本市水前寺公園28番39号
破産者　日産設備工業株式会社
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
熊本地方裁判所民事第１部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第２７７６号
札幌市北区屯田11条２丁目５番２号
破産者　柳沼　義昭
1　破産債権の届出期間　平成23年１月14日まで
2　一般調査期日　平成23年２月10日午後３時
平成22年12月16日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５４６８号
大阪市此花区梅香１丁目10番22号
破産者　酒井　清一
1　破産債権の届出期間　平成23年１月17日まで
2　一般調査期日　平成23年２月14日午後３時30分
平成22年12月17日
大阪地方裁判所第６民事部

1　決定年月日時　平成22年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月10日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部